

# 小野市いじめ対応マニュアル

## いじめの基本認識

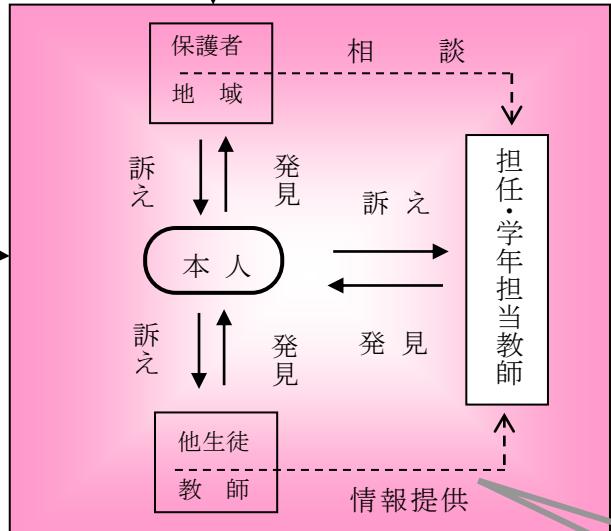
- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

家庭でのサイン

複数の目で

発見

学校でのサイン



いじめ防止 相談・予防・啓発

市長部局  
くらし安心グループ

聴取  
事実確認

情報収集

周囲の児童生徒

事実関係の究明

関係教師

PTA役員

生徒（生活）指導担当

校長・教頭

学校通信 保護者説明会

対策

迅速に

対応

組織的に

被害者への対応

学級担任

養護教諭

スクールカウンセラー

加害者への対応

学級担任

関係教諭

生徒（生活）指導担当

傍観者への観察対応

学級担任

生徒（生活）指導担当

学年担当

保護者への対応

学級担任

学年担当

生徒（生活）指導担当

地域・スマスマ対応

校長

教頭

継続的な指導